

長久手市みんなでつくるまち 活動補助金

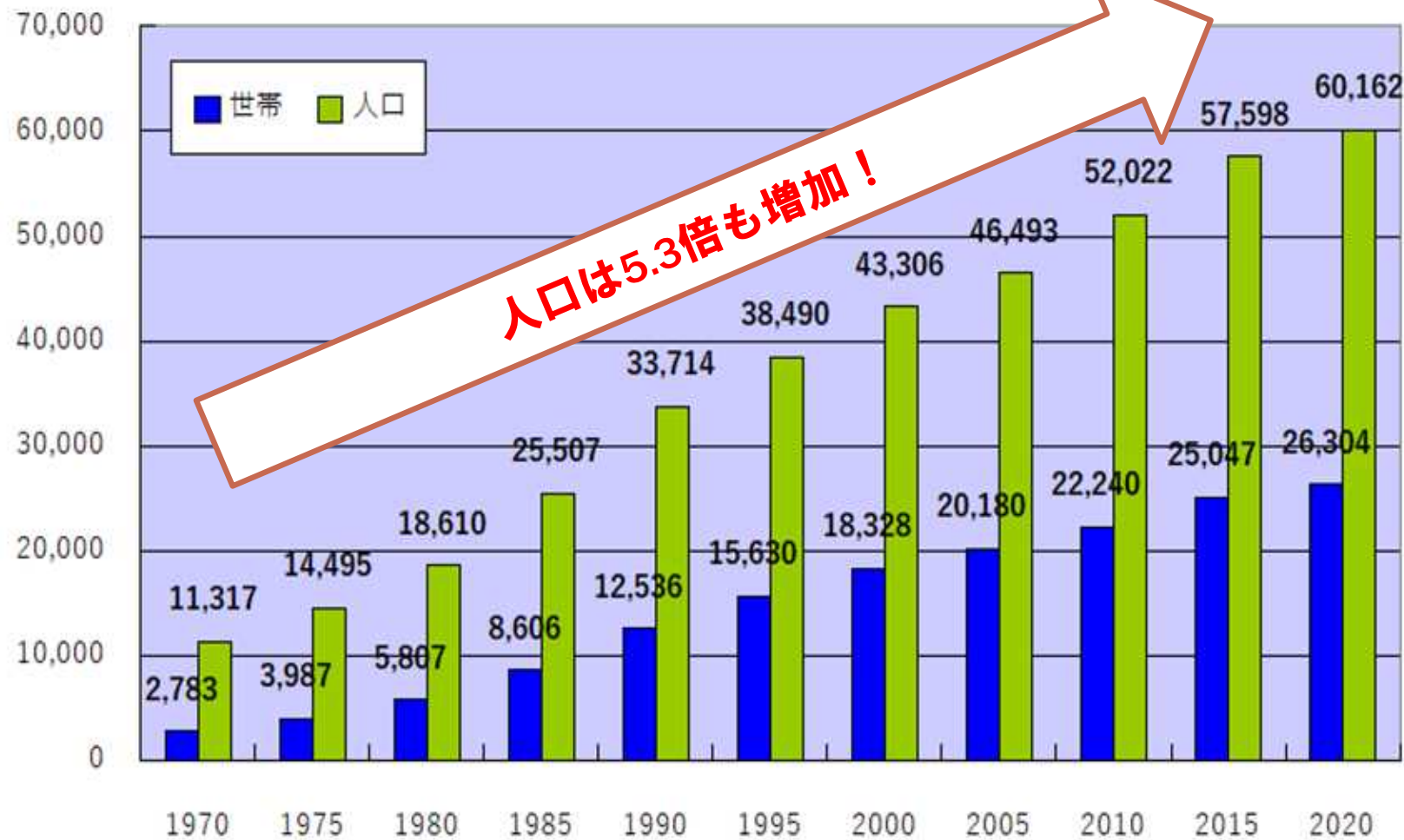
令和7年4月19日（土）
長久手市地域共生推進課

長久手市の課題

核家族・単身世帯の増加

1世帯あたりの平均人数
4.1人（1970年）→2.3人（2020年）

長久手市の世帯と人口の推移（国勢調査）



長久手市立小中学校学区図

〈北小校区〉
64.44%

〈長久手小校区〉
岩作区
56.62%
長湫地区
46.34%

〈西小校区〉
30.83%

〈東小校区〉
前熊区
62.55%
大草区
63.06%
北熊区
40.80%

〈南小校区〉
37.99%

〈市が洞地区〉
51.82%

〔凡例〕 平成25年4月1日以降

境界線	学校区
	長久手小学校
	東小学校
	南小学校
	市が洞小学校
	西小学校
	北小学校
	長久手中中学校
	南中学校
	北中学校

《長久手市全体》
48.36%

市民主体のまちづくり

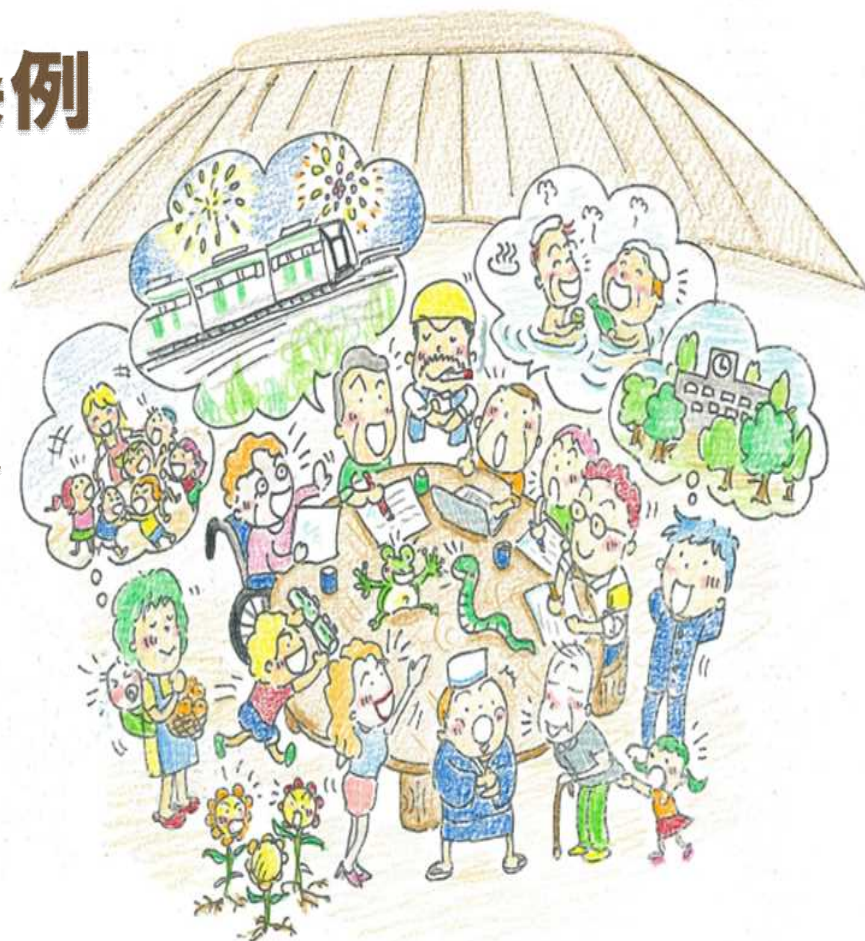
(平成30年)

長久手市みんなでつくるまち条例
を制定

身近な地域の課題に
“自分たち”で考えて取り組む

↓
“地域の課題は地域で解決”
自分たちで住みよいまちに
「市民主体のまちづくり」

市がバックアップ



協働まちづくり活動補助金

補助の区分	補助金の額（※ 1、 2）		上限 1 0 万円
一般事業枠	団体の採択が初回の場合	補助対象経費の 7 0 % 以下	
	団体の採択が 2 回目の場合	補助対象経費の 5 0 % 以下	
	団体の採択が 3 回目以降の場合	補助対象経費の 3 0 % 以下	
学生枠	補助対象経費の 1 0 0 % 以下		
学校枠	補助対象経費の 1 0 0 % 以下		
事業者枠	補助対象経費の 5 0 % 以下		
テーマ型事業枠	補助金の額及び補助回数は、一般事業枠、学生枠、学校枠及び事業者枠の区分に従う。		

しかし・・・

年々申請する団体は減少↓

(さらには)

- ・ 申請事業が「協働事業」でない場合がある。
- ・ 団体と市の「協働事業」のアンマッチが起こりやすい。
- ・ 市民活動団体同士のつながりが希薄である。

生まれたのが

みんなで作るまち

活動補助金

補助対象者

①市民活動団体

②NPO

③法人

④自治会

⑤個人

など

補助の対象となる事業

- ①公益的で地域社会に貢献する事業
- ②誰でも参加できるオープンな事業
- ③長久手市から補助金、助成金を受けていない事業
- ④補助事業を開始した同一の年度内に完了する事業

こんな活動に使えます



緑をふやす活動



清掃活動



「食」を通じた多世代交流



空き家を利用した場づくり



子どもの学習支援



地域イベント

どんな活動に
使えるの？



補助の対象とならない事業

- ①団体及び個人の経常的な運営に係る内容であり事業性のないもの
- ②特定の個人、団体又は構成員のみが利用する、又は利益を受ける事業
- ③政治・宗教・営利を目的とする事業

補助の対象となる経費

科 目	対象となる経費
報償費	外部講師や専門家への謝礼金、ボランティアへの謝金
旅費	交通費（ <u>任意の様式にて実費分である旨を証明すること</u> ）、宿泊費など。 但し、団体の通常の活動に係る交通費、宿泊費などを除く。
需用費	消耗品費（ <u>1品3万円以下</u> ）。 但し、個人で購入すべき物品は除く。
	食糧費（ <u>会議等で必要な最低限のお茶・菓子などの購入費のみ。</u> ）
	修繕料
	印刷製本費
	原材料費

補助の対象となる経費

科 目	対象となる経費
委託費	特殊な技術、設備を必要とする、あるいは専門的な知識を必要とする事務事業を外部に依頼する費用 <u>（見積書必須）</u> ※事業の全部を委託することは不可。 団体でできることは、可能な限り自ら実施すること。
役務費	通信運搬費（事業の実施に要する郵送料など。） 保険料（作業参加者のボランティア保険など。）
使用料及び賃借料	会場使用料 車両・機器等の賃借料など。但し、団体構成員の所有する車両・機器等に対する使用料及び賃借料を除く。

※交付決定時に事業実施中であれば、交付決定以前に支出している経費も対象になります。（令和7年4月1日～令和8年3月15日に支出したもの）

補助の対象とならない経費

- ①内部講師等への謝礼金
- ②イベント等における賞金、賞品等
- ③イベント等で参加者に配布する啓発用品、参加賞等
- ④参加者個人が負担すべき教材費、材料費、交際費、食糧費
- ⑤団体等の運営及び経常経費（事務所の家賃・光熱水費・人件費など）
- ⑥領収書などにより、支出の内容が確認できない経費
- ⑦通常の活動に係る交通費（視察、研修、イベント当日の交通費等は対象となります。）

補助率と補助限度額

○補助率

補助対象経費の10分の10

※審査結果により、補助率が変動します。

○補助限度額

1件あたり100万円まで

※審査結果により、申請額に満たない場合があります。

○今年度予算額

200万円

※企業版ふるさと納税を活用

審査項目

- (1) 課題の把握
- (2) 公益性
- (3) 先駆性
- (4) 計画性
- (5) 独自性
- (6) ネットワーク
- (7) 費用の妥当性
- (8) 事業の効果
- (9) 継続性・発展性



特に
重要！

（例）地域と連携した「まちの歴史を巡る清掃ウォーク」



○対象地域

転入してきた住民が多く、まちへの愛着が薄いことで、市民活動が希薄な地域

○概要

これまでの清掃活動＋「まちの歴史を学ぶ」
清掃活動後に地域のカフェで振り返りを行う。

○先駆性

「ごみを拾うこと」だけでなく、「まちの価値を再発見すること」で、新たな市民層に長久手への愛着を持つきっかけづくり。

○独自性

歴史やごみに詳しいメンバーが、関係する友人等にも協力してもらい、清掃ルートに人物ゆかりの場所などを組み込んだ独自のプログラム。併せてごみの傾向等も確認し、次回のルート設定にも反映。

○ネットワーク

地域のカフェに協力してもらい振り返りの場を提供してもらう。市内の子育て団体等にも連携し、子ども向けの回も設定。

申請したいと思った方は・・・

必ず地域共生推進課へご相談ください！

<ご相談の方法>

① 電話

☎0561-56-0602

② 窓口へ来庁

長久手市地域共生推進課（西庁舎2階）

平日8時30分～17時15分まで

年間スケジュール

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申請	申請書類受付（4/21（月）～5/16（金）） ※書類提出前に、地域共生推進課へ要相談											
第1次審査 書類審査	※審査後、結果通知を郵送します。											
第2次審査 公開プレゼン テーション	6/28（土）公開プレゼンテーション @福祉の家 集会室 ※審査後、2週間以内に結果通知を郵送します。											
事業実施												
実績報告	事業完了からどちらか早い方で提出してください。 ・事業完了日から30日 ・3月15日											
中間・成果報告会												

事業完了からどちらか早い方で提出してください。

- ・事業完了日から30日
- ・3月15日

たくさんのご応募を お待ちしております！



←市HPはこちらから

○「長久手市」で検索
ホーム>まちづくり>市民活動・地域活動

